

第4節 救急医療対策

現状と課題

1 総論

福井県県民健康意識調査（平成14年1月実施）によると、今後の医療についてもっと充実してほしいことの第1位は、「休日や夜間の救急医療体制の整備」という結果となっています。

県民のニーズに応え適切な救急医療を提供するために、初期・二次・三次の各段階における救急医療機関が機能を分担し、連携する体系的な体制整備が必要です。

2 初期（一次）救急

外来診療によって救急患者の医療を担当する初期救急医療については、休日急患センター（3か所：福井市、大野市、敦賀市）および在宅当番医制（11都市医師会で実施）により休日（一部土曜）に実施されています。

なお、平日夜間については、主としてかかりつけ医により対応されています。

3 二次救急

入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療については、病院群輪番制（嶺北地区7病院、嶺南地区2病院）により、休日に輪番制で実施されています。

平日夜間については、病院群輪番制は実施されておらず、各病院の当直医により対応されている状況にあります。

嶺北地区は3つの二次医療圏を1地区として輪番制を敷いており、二次医療圏内で完結する救急医療を目指す必要があります。

また、救急車による救急患者の受け入れを行う救急病院・診療所は78か所（病院55、診療所23）あります。

4 三次救急

二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者等に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療については、県立病院の救命救急センターが、年間を通して24時間体制で対応しています。

なお、地理的要因により県立病院の救命救急センターの利用が困難な嶺南地域において、三次救急医療施設の整備を図る必要があります。

5 小児救急医療への対応

(1) 小児救急医療を取り巻く環境

少子化の進展、小児科医の高齢化、小児科の不採算性、若手医師の小児科敬遠等から小児科標準医療機関が減少しています。一方、専門医・大病院指向や核家族化・共働き世帯の増加等に伴い、子供の病気に対して家族の不安が高まったり、診療時間外に受診するケースが増加しています。

(2) 小児救急医療の現状

初期救急における小児科医の対応については、休日急患センター3か所で休日（一部土曜夜間）に、また、在宅当番医制では8地区において、小児科医を含めた当番制が組まれています。

二次救急における小児科医の対応については、病院群輪番制参加病院または一部の救急病院等において当直またはオンコールにより対応しています。

三次救急については、救命救急センターに小児科医が24時間常駐していますが、県内1か所となっています。

(3) 小児救急医療の必要性

症状が急変しやすく、診断に困難性を伴うこともある小児医療、特に、緊急な入院治療が必要となる小児救急患者が夜間等安心して常に必要な医療を受けることができる体制を整備する必要があります。

6 病院前救護体制の整備

重症の患者を救急車で搬送する場合、病院に搬送するまでの間の救急救命士による救命処置が重要となります。救命率の向上のためには、救急活動に関する医学的観点からの事後検証や救急救命士の資格取得後の再教育、救急救命士への適切な指示・指導・助言など、いわゆる「メディカルコントロール」体制を確立することが重要です。

7 福井県広域災害・救急医療情報システムの運営

インターネットを利用して災害時および平常時において消防機関と医療機関との間で空床情報等の情報交換を行うとともに、一般県民に対して休日における当番医情報等の医療関係情報を提供する「福井県広域災害・救急医療情報システム」を平成11年度から運営しています。

施 策

1 体系的な救急医療体制の充実

必要とされる医療を適切に提供するために、初期・二次・三次の医療施設が機能を分担し、連携する体制を構築します。

(1) 平日夜間の対応について

初期救急・二次救急ともに、平日夜間の対応について県民の救急医療に対する需要の動向も踏まえ医師会と検討します。

(2) 歯科救急について

歯科救急医療についても、県民の需要動向を踏まえ、休日等の歯科救急について検討します。

(3) 二次救急医療の対応について

病院群輪番制について、区域設定のあり方等県民の利便性を高める方向で検討します。

(4) 嶺南地区における三次救急医療体制の整備

公立小浜病院において計画されている三次救急を担う医療施設の整備を支援し、三次救急医療体制の整備を図ります。

2 小児救急医療への対応

(1) 小児救急医療体制の整備

当面は福井・坂井医療圏を中心に、病院群輪番制参加病院を中心とした当番制による小児救急医療支援事業を実施する方向で検討します。その他の二次医療圏については、小児科医数等の地域の実情に応じて小児救急医療体制の整備について検討します。

将来的には小児救急拠点病院の方向を摸索していきます。

(2) 小児救急医療に対応する医師の確保

小児科医が不足していることから、内科医等に対する小児救急医療に関する研修の実施に向けて検討します。

(3) 国への要望

地域における小児医療体制の改善につながるよう、小児科医の養成、小児科医が医業を継続できる体制づくり、小児科の診療報酬など、小児科医を取り巻く環境の改善を国に要望していきます。

3 病院前救護体制の整備

救急救命士による特定行為（除細動、気管挿管、薬剤投与）について今後一定条件下において実施していくことが方向づけされた状況を踏まえ、心肺停止患者の救命率を高めるなど、救急医療において重要度の高い病院前救護体制を充実させるため、救急医療機関と消防機関等の関係者が検討するための体制を整備し、救急救命士に対する研修、医行為に対する検証のあり方等について推進します。

4 救急医療従事者に対する研修の実施

救急医療機関において救急医療に従事する医師等に対する研修の機会を提供します。また、普段救急医療に携わっていない一般医療従事者に対する救急医療の研修の機会提供について検討します。

5 県民への普及啓発

(1) 救急法講習会の実施

救急医療への関心を高めるため、また、病院前救護による延命率を高めるためには、いざというときの救急手当法を習得することが功を奏します。県内各地で県民が救急法講習会に参加できる機会を提供します。

(2) 救急医療体制に対する理解の促進

県民の的確な救急医療機関の利用を促進するために、かかりつけ医から、初期・二次・三次救急医療機関など、医療機能に応じた救急医療体制を常日頃から県民に分かりやすくPRします。

6 福井県広域災害・救急医療情報システムの充実

医療機関に対して、応需情報更新入力の励行を引き続き求めていくとともに、インターネット完全対応等システムの充実、拡張を図っていきます。

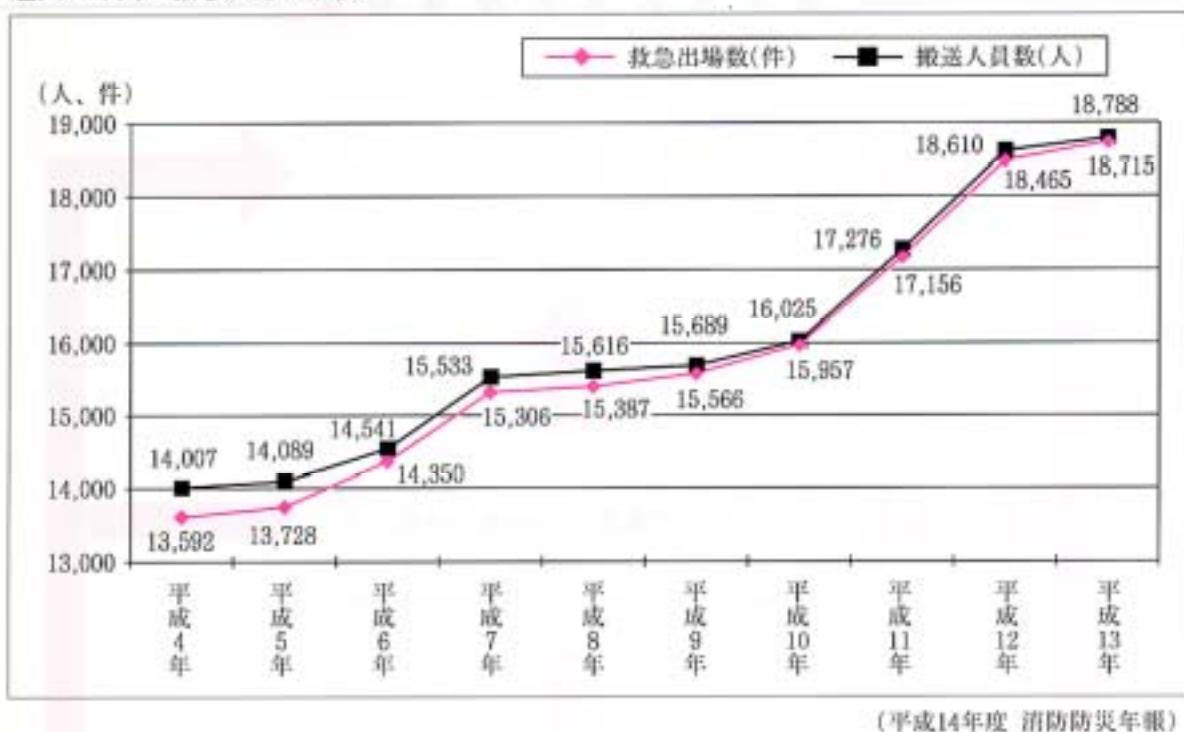
また、一般県民向けの保健医療情報の充実に向けて検討を進め、県民が必要とする救急医療に関する情報を、インターネットを介し即座に取得できるよう整備します。

救急体制の推移

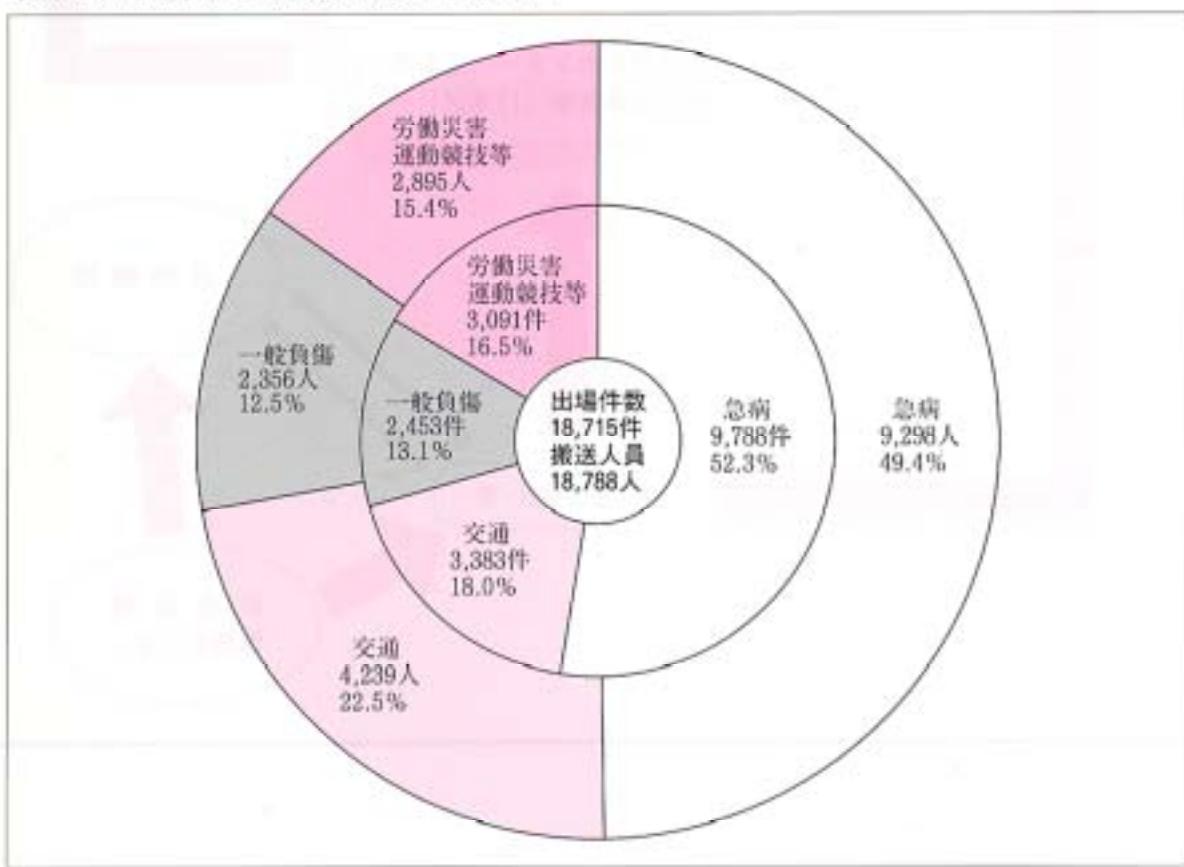
	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
救急自動車(台)	52	52	54	55
うち高規格救急車(台)	—	—	13	24
救急隊員(人)	431	432	505	536
うち救急救命士(人)	—	—	43	96
救急出場件数(件) 数字はそれぞれ前年中の件数	12,316	13,558	15,387	18,715

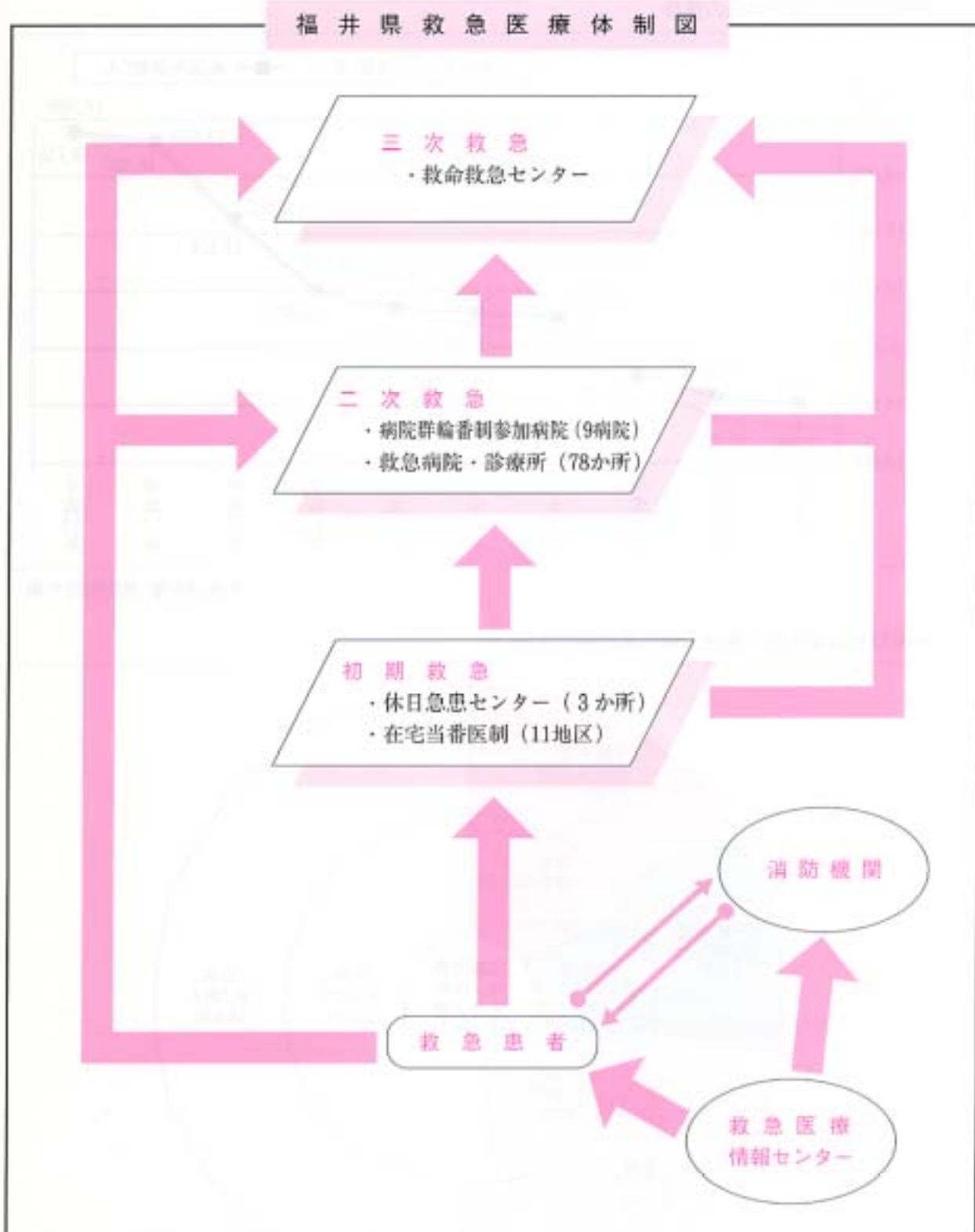
(「消防防災年報」昭和62年度版、平成4年度版、平成9年度版、平成14年度版)

過去10年間の救急活動の推移

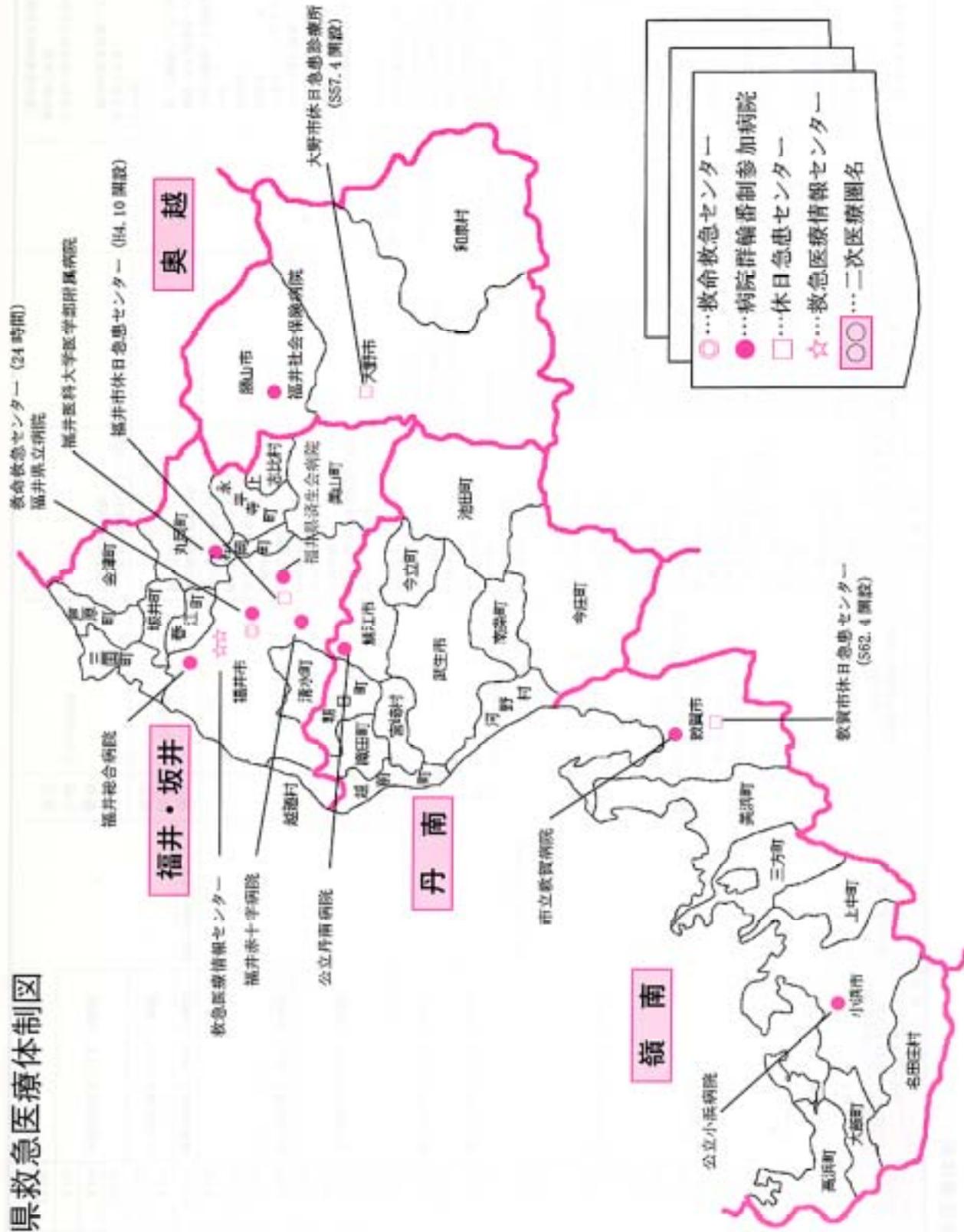


平成13年出場件数・搬送人員の事故種別内訳





福井県救急医療体制図



第3部 保健・医療提供体制の整備充実

第3章 医療提供体制の整備 第4節 救急医療対策

第4节 救急医療対策

福井県の救急医療体制